障害者支援施設千年園 身体拘束廃止の指針

(総則)

- 第1条 この指針は障害者支援施設千年園(以下、「施設」という。)として施設が一丸と なって利用者に対する身体拘束を廃止し、もって利用者の人権および尊厳を守るための以下の 諸活動を定めることを目的とする。
 - (1) 身体拘束の理解
 - (2) 身体拘束の防止
 - (3) 身体拘束の廃止

(身体拘束の定義)

- 第2条 厚生労働省の「身体拘束ゼロへの手引き」では以下のような11の行為を身体拘束にあたるとしている。
 - ①徘徊しないように、車椅子やいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
 - ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
 - ③自分で降りられないように、ベッドを柵 (サイドレール)で囲む。
 - ④点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
 - ⑤点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、 手指の機能を制限するミトン型の手袋をつける。
 - ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
 - ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
 - ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
 - ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
 - ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
 - ⑪自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

ただし、施設では上記の行為以外にも利用者の意思に反する、あるいは利用者の意思が確認できないまま行われる行動制限のための行為はすべて身体拘束とみなすものとする。

(身体拘束廃止の根拠)

- 第3条 以下の見地にたち、施設では身体拘束廃止に向けて取り組むものとする。
 - (1)「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備および運営に関する基準」第48条1項

「指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。」

(2)「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備および運営に関する基準」第48条2項

「指定障害者支援施設等は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及 び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。」

(3) 基本的人権は、全ての利用者に保障されている権利であり、身体拘束を行うこと

はその基本的人権を侵害することである。

(役割)

- 第4条 身体拘束廃止について施設を挙げて取り組むため、各職種が以下のような役割を負う。
 - (1) 施設長

身体拘束廃止を当施設運営の重要課題として位置づけ、実現に向け強い決意を表明しリーダーシップを発揮していく。

(2)介護サービス部長

身体拘束廃止に向けての情報収集および体制作りをおこなう。

(3) 主任介護福祉士·主任看護師

身体拘束廃止に向けて現場で発生する問題や課題の解決にあたる。

(4) 介護職員

身体拘束廃止についての施設の方針を理解し、積極的に取り組む。課題が発見されたら適切な情報収集の後、主任介護福祉士に相談する。

(5) 看護職員

身体拘束廃止について、看護面から関与をおこなう。日常の看護業務から身体拘束廃止に必要な情報を集約し他職種と共有する。

(6) 理学療法士

身体拘束廃止に向けて、理学療法面からの関与をおこなう。適切な車椅子、ベッド、ポータブルトイレおよびそれらの周辺環境の整備をおこなう。

(委員会の設置)

- 第5条 身体拘束廃止について施設を挙げて取り組むため、施設に「身体拘束廃止委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。
 - (1) 委員会は次に掲げるもので構成する。
 - ア 施設長
 - イ 看護職員
 - ウ 介護職員
 - 工 生活支援員
 - 才 理学療法士
 - カ その他、施設長が必要と認めた職員(外部の専門職も含む)
 - (2) 施設長は上記職種より委員長を任命することができる。
 - (3) 委員会は委員長が召集し、議論すべき事項は、委員にあらかじめ通知する。
 - (4)委員会は、月1回の定例開催及び委員長の判断による臨時会を開催する。

(委員会の任務)

- 第6条 委員会は下記の業務を行う。
 - (1) 身体拘束の問題提起に至る経過の確認
 - (2) 代替案についての多面的な検討をして、決定する
 - (3) 心理面・社会面・環境面等からの多面的なアセスメント
 - (4) 身体拘束廃止についての施設内研修を実施し、啓蒙する
 - (5) 外部で開催される身体拘束廃止についての研修に職員を派遣する。派遣された職員は施設内で伝達研修をおこなう

(その他の活動)

- 第7条 身体拘束廃止に向けて恒常的に次の活動をおこなう。
 - (1) 契約書・重要事項説明書に当施設の方針を明示する。
 - (2) 半年に1回、施設の身体拘束廃止への取り組みについて利用者懇談会や広報等で

報告する。

(具体的な対応)

第8条 <新規入所利用者>

(1) 入所利用前の環境における情報収集

生活支援員は入所前面接時、身体拘束を受けているかどうか確認し、受けているという情報を得た場合、できる限りその入所希望者のところに赴き、以下の情報を収集する。

- ア どのような種類の身体拘束を受けているか。
- イ どのような理由で身体拘束を受けているか。
- ウ どのような時間帯に身体拘束を受けているか。
- エ いつごろから身体拘束を受けているか。
- オ これまで身体拘束を廃止しようとする試みはあったか。あったとしたらその経過。
- カー身体拘束を受けていることで入所希望者にどのような影響がでているか。
- キ 身体拘束についての本人や家族の意向。
- (2) 施設の身体拘束廃止についての方針を説明 入所希望者が入所前の環境において身体拘束を受けている、いないにかかわらず、 施設の身体拘束廃止についての方針を利用者および家族に説明する。現在、身体拘束を受けている入所希望者には特に念入りに説明する。
- (3) 身体拘束廃止に向けた検討会議

生活支援員は身体拘束廃止に向けた検討会議を開催し、(2)で得た情報を関係する職種に伝え、身体拘束廃止のための具体策について検討する。

(4)入所

入所時面接において、上記の検討会議で検討された内容と身体拘束廃止に向けての取り組みを利用者および家族に説明し、身体拘束廃止に向けた取り組みを開始する。

入所と同時に身体拘束廃止をおこなうことが困難な場合は、次項に準ずる。

(具体的な対応)

第9条 <すでに入所している利用者>

(1) 問題提起

ある利用者について身体拘束が必要と判断された場合は、主任介護福祉士を経由してケース会議で話し合い施設長に報告する。施設長は実施の前に必ず委員会を開催し、その妥当性を検討する。

(2) 身体拘束の可否の決定

上記のプロセスを経て、身体拘束をおこなうかどうか施設長が決定する。

(身体拘束を実施する場合の手続き)

- 第10条 身体拘束を実施する場合の手続きは以下のとおりとする。
 - (1) 委員会にて「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要素を確認する。 生活支援員は「身体拘束に関する説明書」を作成し、利用者・家族に説明し同意を得る。
 - (2) 介護職員は身体拘束をおこなっている期間中、「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」に記入する。予め定められた頻度で再検討をおこなう。

(身体拘束の期間)

第11条 原則6か月として、拘束・行動制限の必要な理由、身体拘束の方法、拘束の時間帯等を家族に説明する。「身体拘束に関する説明書」に確認の署名をもらう。(疾病によっては3か月とする)

(記録の保管)

第12条 委員会の審議内容等、施設内における身体拘束に関する諸記録は利用終了後5年間保管する。

(指針等の見直し)

第13条 本指針等は委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

平成30年4月1日制定